

第11 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

第11 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

I 障害程度等級表

級別	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害	指数
1級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	18
2級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	11
3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	7
4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4

II 等級表解説

1 13歳以上の者の場合

(1) 等級表1級に該当する障害は、ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア CD4陽性Tリンパ球数が $200/\mu\text{l}$ 以下で、次の項目(a～1)のうち6項目以上が認められるもの

- a 白血球数について $3,000/\mu\text{l}$ 未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - b Hb量について男性 $12\text{ g}/\text{dl}$ 未満、女性 $11\text{ g}/\text{dl}$ 未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - c 血小板数について $10\text{万}/\mu\text{l}$ 未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - d ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について $5,000\text{ c o p y}/\text{ml}$ 以上の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - e 一日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある
 - f 健常時に比し10%以上の体重減少がある
 - g 月に7日以上の不定の発熱(38°C 以上)が2か月以上続く
 - h 一日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある
 - i 一日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
 - j 口腔内カンジダ症(頻回に繰り返すもの)、赤痢アメーバ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症(頻回に繰り返すもの)、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある
 - k 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
 - l 軽作業を越える作業の回避が必要である
- イ 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの

(2) 等級表2級に該当する障害は、ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア CD4陽性Tリンパ球数が $200/\mu\text{l}$ 以下で、(1)アの項目(a～1)のうち3項目以上が認められるもの

イ エイズ発症の既往があり、(1)アの項目(a～1)のうち3項目以上が認められるもの

ウ CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、(1)アの項目(a～1)のうちa～dまでの1つを含む6項目以上が認められるもの

(3) 等級表3級に該当する障害は、ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア CD4陽性Tリンパ球数が $500/\mu\text{l}$ 以下で、(1)アの項目(a～1)のうち

3項目以上が認められるもの

- イ CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、(1)アの項目(a～l)のうちa～dまでの1つを含む4項目以上が認められるもの

(4) 等級表4級に該当する障害は、ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア CD4陽性Tリンパ球数が $500/\mu\text{L}$ 以下で、(1)アの項目(a～l)のうち1項目以上が認められるもの

- イ CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、(1)アの項目(a～l)のうちa～dまでの1つを含む2項目以上が認められるもの

2. 13歳未満の場合

(1) 等級表1級に該当する障害は、ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999)が採択した指標疾患のうち1項目以上が認められるもの。

指標疾患 (Indicator Disease)

A. 真菌症

1. カンジダ症(食道、気管、気管支、肺)
2. クリプトコッカス症(肺以外)
3. コクシジオイデス症
 - ①全身に播種したもの
 - ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起ったもの
4. ヒストプラズマ症
 - ①全身に播種したもの
 - ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起ったもの
5. カリニ肺炎(注)原虫という説もある

B. 原虫症

6. トキソプラズマ脳症(生後1か月以後)
7. クリプトスピロジウム症(1か月以上続く下痢を伴ったもの)
8. イソスピラ症(1か月以上続く下痢を伴ったもの)

C. 細菌感染症

9. 化膿性細菌感染症(13歳未満で、ヘモフィルス、連鎖球菌等の化膿性細菌により以下のいずれかが2年以内に、二つ以上多発あるいは繰り返して起ったもの)
 - ①敗血症
 - ②肺炎
 - ③髄膜炎
 - ④骨関節炎
- ⑤中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臓器の膿瘍

10. サルモネラ菌血症（再発を繰り返すもので、チフス菌によるものを除く）
11. 活動性結核（肺結核又は肺外結核）※
12. 非定型抗酸菌症
 - ①全身に播種したもの
 - ②肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起ったもの
- D. ウイルス感染症
 13. サイトメガロウイルス感染症（生後1か月以後で、肝、脾、リンパ節以外）
 14. 単純ヘルペスウイルス感染症
 - ①1か月以上持続する粘膜、皮膚の潰瘍を呈するもの
 - ②生後1か月以後で気管支炎、肺炎、食道炎を併発するもの
 15. 進行性多巣性白質脳症
- E. 腫瘍
 16. ラボジ肉腫
 17. 原発性脳リンパ腫
 18. 非ホジキンリンパ腫

LSG分類により

 - ①大細胞型
免疫芽球型
 - ②Burkitt型
 19. 浸潤性子宮頸癌※
- F. その他
 20. 反復性肺炎
 21. リンパ性間質性肺炎／肺リンパ過形成：LIP／PLH complex (13歳未満)
 22. HIV脳症（痴呆又は亜急性脳炎）
 23. HIV消耗性症候群（全身衰弱又はスリム病）

※ C11活動性結核のうち肺結核及びE19浸潤性子宮頸癌については、HIVによる免疫不全を示唆する症状または所見がみられる場合に限る。

(2) 等級表2級に該当する障害は、ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 次の項目(a～r)のうち1項目以上が認められるもの
- a 30日以上続く好中球減少症 ($<1,000/\mu\text{l}$)
 - b 30日以上続く貧血 ($<\text{Hb } 8\text{ g/dl}$)
 - c 30日以上続く血小板減少症 ($<100,000/\mu\text{l}$)
 - d 1か月以上続く発熱
 - e 反復性又は慢性の下痢
 - f 生後1か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染
 - g 生後1か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎
 - h 生後1か月以前に発症したトキソプラズマ症
 - i 6か月以上の小児に2か月以上続く口腔咽頭カンジダ症
 - j 反復性単純ヘルペスウイルス口内炎（1年以内に2回以上）

- k 2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹
- l 細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症（1回）
- m ノカルジア症
- n 播種性水痘
- o 肝炎
- p 心筋症
- q 平滑筋肉腫
- r H I V腎症

イ 次の年齢区分ごとのCD4陽性Tリンパ球数及び全リンパ球に対する割合に基づく免疫学的分類において「重度低下」に該当するもの

免疫学的分類	児の年齢		
	1歳未満	1～6歳未満	6～13歳未満
正常	≥1,500/ μl ≥25%	≥1,000/ μl ≥25%	≥500/ μl ≥25%
中等度低下	750～1,499/ μl 15～24%	500～999/ μl 15～24%	200～499/ μl 15～24%
重度低下	<750/ μl <15%	<500/ μl <15%	<200/ μl <15%

(3) 等級表3級に該当する障害は、ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 次の項目(a～h)のうち2項目以上が認められるもの

- a リンパ節腫脹（2箇所以上で0.5cm以上。対称性はのものは1箇所とみなす）
- b 肝腫大
- c 脾腫大
- d 皮膚炎
- e 耳下腺炎
- f 反復性又は持続性の上気道感染
- g 反復性又は持続性の副鼻腔炎
- h 反復性又は持続性の中耳炎

イ (2) イの年齢区分ごとのCD4陽性Tリンパ球数及び全リンパ球に対する割合に基づく免疫学的分類において「中等度低下」に該当するもの

(4) 等級表4級に該当する障害は、ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、(3)アの項目(a～h)のうち1項目以上が認められるものをいう。

III 疑義解釈

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

質 疑	回 答
<p>1 認定基準において、各等級を規定している各種の検査数値は、治療前の数値を用いるのか、あるいは治療開始後の数値を用いるのか。</p> <p>仮に、検査数値が認定基準に合致していたものが、治療が奏功して基準を満たさなくなった場合は、治療をしていなければ明らかに認定されていたとの判断により、認定してかまわぬいか。</p>	<p>一般的に、身体障害認定基準においては、治療の有無にかかわらず、申請のあった時点での直近の所見や検査数値を用いることを想定している。</p> <p>ただし、すでに抗HIV治療が開始されている者については、治療開始前の検査数値をもって認定して差し支えないが、治療をしなかった場合を想定して認定することは適当ではない。</p>
<p>2 認定基準の「13歳以上の場合」の1級の規程文中、</p> <p>ア 「4週間以上の間隔をおいた検査において2回以上続く」とは、どのように解するのか。特に、一般的に毎月同じ曜日の外来日を指定されて受診している場合は、日数的な間隔は常に27日間しか空かないこととなるが、これを4週間と解して取り扱ってかまわぬいか。</p> <p>イ 同様に「月に7日以上…」とはどのように解するのか。</p> <p>ウ 強い倦怠感、易疲労、嘔吐、下痢などの項目は、どのように確認するのか。</p>	<p>ア 検査値が、当該基準を下回る（又は上回る）状態が持続することを確認するための規定であり、これによって免疫機能の障害を評価することを想定している。</p> <p>また、毎月1回、曜日を決めて受診しているような場合は、27日間であっても4週間と見なすことは可能である。</p> <p>イ 外来診察時又は入院回診時、自宅での療養時等において、38度以上の発熱があつたことが診療記録等に正確に記載されており、このような状態が連続する30日の間に7日以上（連続している必要はない）確認できるということを想定している。</p> <p>ウ イと同様に、診療記録の記載から確認されたい。そのためにも、平素からこれらの症状について、継続的に記録を取っておくことが必要である。</p>
<p>3 認定基準における年齢区分の使い分けについて、</p> <p>ア 診断書の「13歳以上用」と「13歳未満用」を使い分ける年齢は、診断書の作成時点での満年齢と考えてよいか。</p> <p>イ 認定基準の「13歳未満者の場合」の免疫学的分類においても、診断書の作成時点の満年齢と考えてよいか。また、この免疫学的区分は年齢によって3区分に分けられているが、対象者の成長に伴って、年齢区分を超えるたびに診断書を作成し、再認定をすることになるのか。</p>	<p>ア、イともに、年齢区分の使い分けは、診断書の作成時の満年齢ではなく、臨床症状や検査数値が認定基準に合致した日の満年齢をもって取り扱うことが適当である。</p> <p>また、免疫学的区分については、成長の過程で障害程度の変化がある場合は、その時点での区分で再認定することとなるが、変化がない場合は、年齢区分を超えるたびに新たに診断書の作成を要することを想定したものではない。</p>

質 疑	回 答
4 認定基準の「13歳未満の者の場合」の免疫学的分類において、年齢によって3つに区分されているが、この区分はどのような考え方によるものか。また、「CD4陽性Tリンパ球数」による分類と、「全リンパ球に対する割合」による分類とで区分が異なった場合は、どちらの数値で認定するのか。	認定基準における免疫学的分類は、アメリカのCDC（防疫センター）の分類を採用したものである。また、「CD4陽性Tリンパ球数」による分類と、「全リンパ球に対する割合」による分類とで区分が異なる場合は、検査数値の信憑性を確認した上で、より重度の区分に該当する方の数値をもって等級判定することが適当である。
5 認定要領の1の(2)の「ア 13歳以上の場合」の(ウ)の規定文中、白血球数、Hb量、血小板数、ヒト免疫不全ウイルス-RNA量の測定値に関して、「検査の時期は、互いに一致している必要はなく、これまでの最低値とする。」とは、どのような意味であるか。	各検査における数値が、それぞれ異なる検査日における数値であって、かつ、同一検査において複数の検査数値が得られている場合には、最も状態の悪い時点での検査数値（最低値）をもって判定することを想定している。 ただし、各検査の実施日がどの程度空いていても有効であるかは、日常生活活動の制限の状況を判断している時期などを参考に、診断書作成医の常識的な判断に委ねられるものである。
6 認定基準の「13歳以上の者の場合」の2級の規程文中のウ、「(1)アの項目(a～1)のうちaからdまでの1つを含む6項目以上」というように、aからdまでの項目が重要視されているのはなぜか。 また、項目fの「健常時に比し10%以上の体重減少」との規定においては、成長期の体重増加に対する配慮はないのか。	aからdまでの項目は、医療機器による測定数値として、高い客観性をもっていることによる。このため、該当項目数が同じであっても、aからdに該当する項目が含まれていない場合には、下位の等級に認定される場合が考えられる。 また、「10%以上の減少」の計算にあたっては、成長期における観察期間において、成長の影響が明らかに大きいと判断される場合は、同世代の健常者の身長、体重の増加率を参考に、「体重の減少率」の判断に反映することは適当と言える。
7 認定基準の「13歳未満の者の場合」の(3)のアのaからhの判定は、診断書作成医の判断で記載してかまわないのか。	肝腫大、脾腫大、皮膚炎、上気道感染等の所見の基準はあえて示していない。 これは、診断書作成医が、これらの所見に対する一般的な診断基準によって、それぞれの所見に基づく障害程度の判定をすることを想定している。

質 疑	回 答
8 身体障害者手帳の交付を受けた者が、その後、更生医療等の適用により、障害の程度が変化することが予想される場合については、他の障害と同様に再認定を付記し、等級変更等を実施することとして取り扱つてよいか。	抗HIV療法を継続実施している間については、この障害の特性を踏まえ、原則として再認定は要しないものと考える。

様式第1号(11) (第2条関係)

身体障害者診断書・意見書(免疫機能障害13歳以上用)

総括表

氏名	年月日生	男・女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害、 疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日	年	月
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定)		年月日
⑤ 総合所見		
<div style="text-align: right; margin-right: 10px;">[軽度化による将来再認定 要 不要]</div> <div style="text-align: right; margin-right: 10px;">(再認定の時期 年 月後)</div>		
⑥ その他参考となる合併症状		
<p>上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。</p> <p>年月日</p> <p>病院又は診療所の名称</p> <p>所 在 地</p> <p>診療担当科名 科 医師氏名 印</p>		
<p>身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕</p> <p>障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する (級相当) ・該当しない 		
<p>注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾患には、縫内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。</p> <p>2 障害区分や等級決定のため、埼玉県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。</p>		

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見（13歳以上用）

1 H I V感染確認日及びその確認方法

H I V感染を確認した日 年 月 日

(2) については、いずれかの検査による確認が必要である。

(1) H I Vの抗体スクリーニング検査法の結果

判定結果	検査法	検査日	検査結果	
			年	月
			年	月

注1 酸素抗体法（E L I S A）、粒子凝集法（P A）、免疫クロマトグラフィー法（I C）等のうち一つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又はH I V病原検査の結果

抗体確認検査の結果	検査名	検査日	検査結果	
			年	月
			年	月

注2 「抗体確認検査」とは、W e a t e r n B l o t 法、蛍光抗体法（I F A）等の検査をいう。

注3 「H I V病原検査」とはH I V抗原検査、ウイルス分離、P C R 法等の検査をいう。

2 エイズ発症の状況

H I Vに感染していて、エイズを発症している者の場合は、次に記載すること。

指標疾患とその診断根拠

注4 「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのH I V感染症／A I D S 診断基準」（厚生省エイズ動向委員会、1999）に規定するものをいう。

回復不能なエイズ合併症のため 介助なしでの日常生活	不 能	可 能
------------------------------	-----	-----

3 CD4陽性Tリンパ球数 ($/\mu\text{l}$)

検査日	検査値	平均値
年月日	$/\mu\text{l}$	
年月日	$/\mu\text{l}$	$/\mu\text{l}$

注5 左欄には、4週間以上間隔をもいて実施した連続する2回の検査値を記載し、右欄にはその平均値を記載すること。

4 検査所見、日常生活活動制限の状況

(1) 検査所見

検査日	年月日	年月日
白血球数	$/\mu\text{l}$	$/\mu\text{l}$

検査日	年月日	年月日
Hb量	g/dL	g/dL

検査日	年月日	年月日
血小板数	$/\mu\text{l}$	$/\mu\text{l}$

検査日	年月日	年月日
HIV-RNA量	copy/ mL	copy/ mL

注6 4週間以上の間隔をもいて実施した連続する2回以上の検査結果を記入すること。

検査所見の該当数 [個] · · · · ①

(2) 日常生活活動制限の状況

以下の日常生活活動制限の有無について該当する方を○で囲むこと。

日 常 生 活 活 動 制 限 の 内 容	左欄の状況 の有無
1日に1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある。	有・無
健常時に比べ10%以上の体重減少がある。	有・無
月に7日以上の不定の発熱(38℃以上)が2箇月以上続く。	有・無
1日に3回以上の泥状又は水様下痢が月に7日以上ある。	有・無
1日に2回以上の嘔吐又は30分以上の嘔気が月に7日以上ある。	有・無
「身体障害認定基準」6ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(1)のアの(ア)のjに示す日和見感染症の既往がある。	有・無
生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である。	有・無
軽作業を超える作業の回避が必要である。	有・無
日常生活活動制限の数 [個] ·····②	

注7 「日常生活活動制限の数」の欄には「有」を○で囲んだ合計数を記載する。

注8 「生鮮食品の摂取禁止」のほかに、「生水の摂取禁止」、「脂質の摂取制限」、「長期にわたる密な治療」、「厳密な服薬管理」、「人混みの回避」が同等の制限に該当するものであること。

(3) 検査所見及び日常生活活動制限等の該当数

回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活	不 能 · 可 能
CD4陽性Tリンパ球数の平均値(/ $\mu\ell$)	/ $\mu\ell$
検査所見の該当数(①)	個
日常生活活動制限等の該当数(②)	個

様式第1号(12)(第2条関係)

身体障害者診断書・意見書(免疫機能障害13歳未満用)

総括表

氏名	年月日生	男・女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害、 疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日	年	月
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定)		年月日
⑤ 総合所見		
<div style="text-align: right; margin-right: 10px;">〔 軽度化による将来再認定 要 不要 (再認定の時期 年 月後) 〕</div>		
⑥ その他参考となる合併症状		
<p>上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。</p> <p>年月日</p> <p>病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 (印)</p>		
<p>身体障害者福祉法第15条第3項の意見【障害程度等級についても参考意見を記入】</p> <p>障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する (級相当) ・該当しない 		
<p>注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾患には、縁内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。</p> <p>2 障害区分や等級決定のため、埼玉県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。</p>		

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見（13歳未満用）

1 H I V感染確認日及びその確認方法

H I V感染を確認した日 年 月 日

小児のH I V感染は、原則として以下の（1）及び（2）の検査により確認される。

（2）についてはいずれか1つの検査による確認が必要である。ただし、周産期に母親がH I Vに感染していたと考えられる検査時に生後18箇月未満の小児については、更に以下の（1）の検査に加えて、（2）のうち「H I V病原検査の結果」又は（3）の検査による確認が必要である。

（1）H I Vの抗体スクリーニング検査法の結果

判定結果	検査法	検査日	検査結果	
			年	月
			年	月

注1 酸素抗体法（E L I S A）、粒子凝集法（P A）、免疫クロマトグラフィー法（I C）等のうち一つを行うこと。

（2）抗体確認検査又はH I V病原検査の結果

抗体確認検査の結果	検査法	検査日	検査結果	
			年	月
			年	月

H I V病原検査の結果	検査法	検査日	検査結果	
			年	月
			年	月

注2 「抗体確認検査」とは、W e s t e r n B l o t法、蛍光抗体法（I F A）等の検査をいう。

注3 「H I V病原検査」とは、H I V抗原検査、ウイルス分離、P C R法等の検査をいう。

（3）免疫学的検査所見

検査日	年	月	日
I g G			mg/dl

検査日	年	月	日
全リンパ球数（①）			/ μ l
CD 4陽性Tリンパ球数（②）			/ μ l
全リンパ球数に対するCD 4陽性Tリンパ球数の割合（[②] / [①]）			%
CD 8陽性Tリンパ球数（③）			/ μ l
CD 4 / CD 8比（[②] / [③]）			

2 障害の状況

(1) 免疫学的分類

検査日	年月日	免疫学的分類
CD4陽性Tリンパ球数	/μl	重度低下・中等度低下・正常
全リンパ球数に対するCD4陽性Tリンパ球数の割合	%	重度低下・中等度低下・正常

注4 「免疫学的分類」欄は、「身体障害認定基準」6ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(2)のイの(イ)による程度を○で囲むこと。

(2) 臨床症状

以下の臨床症状の有無(既往を含む。)について該当する方を○で囲むこと。

ア 重度の症状

指標疾患がみられ、エイズと診断される小児の場合は、次に記載すること。

指標疾患とその診断根拠

注5 「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999)に規定するものをいう。

イ 中等度の症状

臨床症状	症状の有無
30日以上続く好中球減少症(<1,000/μl)	有・無
30日以上続く貧血(<Hb 8 g/dl)	有・無
30日以上続く血小板減少症(<100,000/μl)	有・無
1箇月以上続く発熱	有・無
反復性又は慢性の下痢	有・無
生後1箇月以前に発症したサイトメガロウイルス感染	有・無
生後1箇月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎	有・無
生後1箇月以前に発症したトキソプラズマ症	有・無

6箇月以上的小児に2箇月以上続く口腔咽頭カンジダ症	有・無
反復性単純ヘルペスウイルス口内炎（1年以内に2回以上）	有・無
2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹 ^{はうしん}	有・無
細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症	有・無
ノカルジア症	有・無
播種性水痘	有・無
肝炎	有・無
心筋症	有・無
平滑筋肉腫	有・無
HIV腎症	有・無
臨床症状の数 [個] ·····①	

注6 「臨床症状の数」の欄には「有」を○で囲んだ合計数を記載すること。

ウ 軽度の症状

臨 床 症 状	症状の有無
リンパ節腫脹 ^{ちとう} （2箇所以上で0.5cm以上のもの。対称性のものは1箇所とみなす。）	有・無
肝腫大	有・無
脾腫大	有・無
皮膚炎	有・無
耳下腺炎	有・無
反復性又は持続性の上気道感染	有・無
反復性又は持続性の副鼻腔炎 ^{かくこうえん}	有・無
反復性又は持続性の中耳炎	有・無
臨床症状の数 [個] ·····②	

注7 「臨床症状の数」の欄には「有」を○で囲んだ合計数を記載すること。

【診断書作成の際の留意事項】

1 3歳以上の場合

1 ヒト免疫不全ウイルス感染の確認方法

「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」（厚生省エイズ動向委員会、1999）を準用する。具体的には、HIVの抗体スクリーニング検査法（酵素抗体法（ELISA）、粒子凝集法（PA）、免疫クロマトグラフィー法（IC）等）の結果が陽性であって、下記のいずれかが陽性の場合にHIV感染と診断する。

- ① 抗体確認検査（Western blot法、蛍光抗体法（IFA）等）
- ② HIV抗体検査、ウイルス分離及び核酸診断法（PCR等）の病原体に関する検査

2 CD4陽性Tリンパ球数の測定

4週以上の間隔をおいた連続する2回の検査値の平均値のこれまでの最低値とする。

3 2回の検査時期

白血球数、Hb量、血小板数、ヒト免疫不全ウイルス-RNA量の測定における「4週以上の間隔をおいた連続する2回の検査時期」は、互いに一致している必要はなく、これまでの最低値とする。

4 エイズ発症の診断

エイズの発症の診断は、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」（厚生省エイズ動向委員会、1999）による。

5 エイズ合併症

「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」（厚生省エイズ動向委員会、1999）が採択した指標疾患としてあげられている合併症を意味する。

6 期間・回数・症状等の確認

7日等の期間、1日3回等の回数、10%等の数値、下痢・嘔気・嘔吐・発熱の症状の確認は、カルテに基づく医師の判断による。

7 日・週・月の取り扱い

特別の断りがない限り下記によるものとする。

1日：0時から翌日の0時前まで（以下同じ）を意味する。

1週：連続する7日を意味する。

1月：連続する30日を意味する。暦月ではない。

8 回復不能なエイズ合併症

エイズ合併症が回復不能に陥った場合をいい、回復不能の判定は医師の判断による。

9 「日中」

就寝時以外を意味する。

10 「月に7日以上」

連続する30日の間に7日以上（連続していないても構わない）を意味する。

- | | |
|-------------|---|
| 11 日常生活上の制限 | 生鮮食料品の摂取制限以外に、生水の摂取禁止、脂質の摂取制限、長期にわたる密な治療、厳密な服薬管理、人混みの回避が含まれる。 |
| 12 軽作業 | デスクワーク程度の作業を意味する。 |

1 3歳未満の場合

- | | |
|------------------------|--|
| 1 小児のヒト免疫不全ウイルス感染の確認方法 | <p>1 3歳未満の小児のH I V感染の証明は、原則として1 3歳以上の場合に準ずる。ただし、周産期に母親がH I Vに感染していたと考えられる生後1 8か月未満の小児については、H I Vの抗体スクリーニング検査が陽性であり、さらに次のいずれかに該当する場合においてヒト免疫不全ウイルス感染とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 抗原検査、ウイルス分離、P C R法等の病原検査法のいずれかにおいて、ウイルスまたは抗原が証明される場合 ② 血清免疫グロブリン値、全リンパ球数、CD 4陽性Tリンパ球数、CD 4陽性Tリンパ球の全リンパ球に対する割合、CD 8陽性Tリンパ球数、CD 4／CD 8比等の免疫学的検査所見を総合的に判断し免疫機能が著しく低下しており、かつH I V感染以外にその原因が認められない場合 |
| 2 年齢区分ごとの免疫学的分類 | 当該小児の免疫機能を評価するには、CD 4陽性Tリンパ球数又はCD 4陽性Tリンパ球の全リンパ球に対する割合を用いるものとし、双方の評価が分類を異にする場合には重篤な分類により評価すること。 |
| 3 小児のH I V感染の臨床症状 | 臨床症状については、その所見や疾患の有無、反復性について判定すること。 |

資料

サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準 (厚生省エイズ動向委員会、1999)

我が国のエイズ動向委員会においては、下記の基準によってHIV感染症/AIDSと診断され、報告された結果に基づき分析を行うこととする。この診断基準は、サーベイランスのための基準であり、治療の開始等の指標となるものではない。近年の治療の進歩により、一度指標疾患(Indicator Disease)が認められた後、治療によって軽快する場合もあるが、発生動向調査上は、報告し直す必要はない。しかしながら、病状に変化が生じた場合(無症候性キャリア→AIDS、AIDS→死亡等)には、必ず届け出ることが、サーベイランス上重要である。

なお、報告票上の記載は、

- 1) 無症候性キャリアとは、Iの基準を満たし、症状のないもの
- 2) AIDSとは、IIの基準を満たすもの
- 3) その他とは、Iの基準を満たすが、IIの基準を満たさない何らかの症状があるもの

を指すことになる。

I HIV感染症の診断

- 1 HIVの抗体スクリーニング検査法、(酸素抗体法(ELISA)、粒子凝集法(PA)、免疫クロマトグラフィー法(IC)等)の結果が陽性であって、以下のいずれかが陽性の場合にはHIV感染症と診断する。
 - (1) 抗体確認検査(Western Blot法、蛍光抗体法(IFA)等)
 - (2) HIV抗原検査、ウイルス分離及び核酸診断法(PCR等)等の病原体に関する検査(以下、「HIV病原検査」という。)
- 2 ただし、周産期に母親がHIVに感染していたと考えられる生後18か月未満の児の場合は少なくともHIVの抗体スクリーニング法が陽性であり、以下のいずれかを満たす場合にHIV感染症と診断する。
 - (1) HIV病原検査が陽性
 - (2) 血清免疫グロブリンの高値に加え、リンパ球数の減少、CD4陽性Tリンパ球数の減少、CD4陽性Tリンパ球数/CD8陽性Tリンパ球数比の減少という免疫学的検査所見のいずれかを有する

II AIDSの診断

Iの基準を満たし、IIIの指標疾患(Indicator Disease)の1つ以上が明らかに認められる場合にAIDSと診断する。

III 指標疾患 (Indicator Disease)

A. 真菌症

1. カンジダ症（食道、気管、気管支、肺）
2. クリプトコッカス症（肺以外）
3. コクシジオイデス症
 - ①全身に播種したもの
 - ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの
4. ヒストプラズマ症
 - ①全身に播種したもの
 - ②肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの
5. カリニ肺炎（注）原虫という説もある

B. 原虫症

6. トキソプラズマ脳症（生後1か月以後）
7. クリプトスピロジウム症（1か月以上続く下痢を伴ったもの）
8. イソスピラ症（1か月以上続く下痢を伴ったもの）

C. 細菌感染症

9. 化膿性細菌感染症（13歳未満で、ヘモフィルス、連鎖球菌等の化膿性細菌により以下のいずれかが2年以内に、二つ以上多発あるいは繰り返して起こったもの）
 - ①敗血症
 - ②肺炎
 - ③髄膜炎
 - ④骨関節炎
 - ⑤中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臓器の膿瘍
10. サルモネラ菌血症（再発を繰り返すもので、チフス菌によるものを除く）
11. 活動性結核（肺結核又は肺外結核）※
12. 非定型抗酸菌症
 - ①全身に播種したもの
 - ②肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの

D. ウィルス感染症

13. サイトメガロウィルス感染症（生後1か月以後で、肝、脾、リンパ節以外）
14. 単純ヘルペスウィルス感染症
 - ①1か月以上持続する粘膜、皮膚の潰瘍を呈するもの
 - ②生後1か月以後で気管支炎、肺炎、食道炎を併発するもの
15. 進行性多巣性白質脳症

E. 腫瘍

16. カポジ肉腫
17. 原発性脳リンパ腫
18. 非ホジキンリンパ腫
LSG分類により
 - ①細胞型
免疫芽球型
 - ②Burkitt型
19. 浸潤性子宮頸癌※

F. その他

- 20. 反復性肺炎
- 21. リンパ性間質性肺炎／肺リンパ過形成：LIP／PLH complex (13歳未満)
- 22. HIV脳症（痴呆又は亜急性脳炎）
- 23. HIV消耗性症候群（全身衰弱又はスリム病）

※ C11活動性結核のうち肺結核及びE19浸潤性子宮頸癌については、HIVによる免疫不全を示唆する症状または所見がみられる場合に限る。

[このページは編集上の都合により
意図的に余白としています。]